

第11節 交通施設災害予防計画

第1項	道路施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 行橋警察署
第2項	鉄道施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道(株)	<input type="checkbox"/> 平成筑豊鉄道(株)

【基本方針】

道路や鉄道は、市内外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路等の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。したがって、道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

第1項 道路施設災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.10、資料編*Ⅱ.1.11】

本市には、広域的な基幹道路として東西方向に国道201号が、南北方向には国道10号及び国道496号があり、これらを補完する形で、主要地方道や一般県道、市道等が走っている。また、高速道路網を形成する東九州自動車道と併せて、国道210号バイパスの整備促進が図られている。

しかしながら、昨今のモータリゼーションの進展等により、自動車交通量は増加の一途をたどっており、将来交通に対応した渋滞対策など、都市内交通の円滑化と環境に配慮した道路事業の推進が課題となっている。主要地方道や県道については狭い部分の改良などが進められつつあるが、未だに自動車の離合に支障をきたす箇所が見受けられ、生活道路である市道についても、平成22年度末時点での総延長は571.5km、改良率64%となっているが、幅員の狭い道路も多く、防災の視点から今後改良・整備を進めていく必要がある。

都市計画道路も平成24年度末時点での整備率は約22.1%にとどまっており、整備が遅れている状況にあり、今後安全・快適な道路交通ネットワークの形成を進めていく必要がある。

*資料Ⅱ.1.10「行橋市の主要道路一覧表」

*資料Ⅱ.1.11「行橋市の道路網図」

【計画目標】

1. 幹線道路等の整備促進

市は関係機関と連携して、次のような幹線道路等の整備促進を図っていく。

(1) 主要幹線道路の整備

産業活動、物流、観光商業はもとより、住民の一日行動圏の拡大や日々の通勤・通学など、日常生活面でも必要かつ不可欠なものである。このため、市は関係機関と連携しつつ、幹線道路等の道路整備を計画的に推進する必要がある。また、東日本大震災では、災害時における道路ネットワークの早期復旧が住民の安全確保や地域の応急復旧対策に不可欠であったことから、市は関係機関とともに東九州自動車道をはじめとする国道や県道、市道を中心とした主要幹線道路のネットワーク化等を積極的に推進する。

(2) 市道の整備促進

市道は国道や県道と結節することで幹線道路の機能を補完する重要道路である。また市道は市民のライフライン道路でもあるため、市は狭あい道路の解消並びに円滑な道路交通確保のための道路改良工事など幹線道路の整備計画とも整合性を図りつつ、市道整備や補修事業を計画的に進めていく。

(3) 市管理道路施設のアセットマネジメント（予防保全的な維持管理の推進）

高度経済成長期に大量に整備された各種道路施設は、その後の経年的な老朽化や社会環境変化等により、その施設機能を十分に発揮できないものが現れはじめている。市は管理する道路や諸施設について平常時から点検及び維持管理に努めつつ、道路や施設機能のモニタリングを推進していくほか、これらの点検情報を施設台帳や点検カルテにとりまとめていくよう予防保全的な施設の維持管理対応に努めていく。

2. 道路施設等の点検、整備計画

- 1) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを適宜実施し道路の維持補修に努める。
- 2) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため所管橋梁について、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所を整備を推進する。
- 3) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。
- 4) 橋梁等、道路施設の老朽及び震災点検調査を実施して、補修、補強、架替え等の改良が必要な箇所は整備を検討する。
- 5) 台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について次の改修、改良工事の実施について検討を行う。
 - ア. 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
 - イ. 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
 - ウ. 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講ずる。
- 6) 地域住民の理解と協力を得て、街の美観や安全快適な環境保持のため、道路側溝の清掃、草刈等の自主活動を促す。

3. 法面崩壊・落石等防止対策

(1) 関係機関への要請

県道等における現況の危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(2) 危険箇所の調査

市所管道路についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。

(3) 危険箇所の対策

市所管道路の危険箇所については、防災点検調査結果に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討・実施する。

(4) 危険箇所の監視

パトロール（巡視点検）を集中豪雨や台風の降雨に前後して適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

4. 道路整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設整備を推進する。

- 1) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- 2) 市内通過交通量の分散・緩和等のため、国・県道路の早期完成を関係機関に要望し、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策を検討する。
- 3) 生活道路については、1級市道・2級市道の機能に応じた道路整備を図る。
- 4) 狭あいな生活道路については、建物の建築時におけるセットバック指導等に併せて道路拡幅を図る。
- 5) 道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。

5. 緊急交通路整備計画

(1) 緊急交通路の選定・整備

風水害及び大規模災害発生の防止及び被害軽減、災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資するため、緊急通行車両の通行を確保すべき警察の所管する道路(以下「緊急交通路」という。)を重点に、道路及び施設等の耐震性、安全性の強化を関係機関との協力のもと進めていく。

また、本市に係る緊急交通路は資料編に示すとおりであるが、これらの道路整備に協力していくとともに、今後市独自の緊急交通路の指定もあわせて検討する。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送道路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路または防災拠点を相互に連携する道路網）については、その耐震性、安全性の強化に努めるものとする。

第2項 鉄道施設災害予防対策

【現 況】

本市には、JR九州の幹線鉄道である日豊本線が南北方向に走っているほか、日豊本線行橋駅から分岐する形で、平成筑豊鉄道の田川線が豊津や犀川などと結ぶ形で南北方向に走っている。

【計画目標】

1. 九州旅客鉄道（株）

（1）防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜次のとおり実施する。

- 1) 非常呼出訓練
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 脱線復旧訓練

（2）防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

（3）避難誘導體制等の周知

- 1) 事故や災害発生時には、駅のコンコースや改札口等、旅客の見やすい場所に旅客の誘導上必要な情報を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- 2) 乗客に対しては速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導につとめる。

2. 日本貨物鉄道（株）九州支社

（1）防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜、次のとおり実施する。

- 1) 非常召集訓練
- 2) 通報連絡訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 復旧訓練

（2）防災関係資材の点検整備

- 1) 復旧資材（ジャッキ類、発電機及び照明器具等）、軌道及び電気関係の非常用資材は平常時から点検整備しておく。
- 2) 重機械類については、関係企業等から緊急時に協力が得られるよう要請しておく。

（3）避難誘導體制等の周知

異常事態発生に伴い、住民等の避難が必要な場合は、警察及び消防に出動依頼できるよう連絡体制の整備を行う。

3. 平成筑豊鉄道（株）

（1）防災訓練

関係機関と協議し防災訓練を実施する。

（2）防災関係資材の点検整備

- 1) モーターカー、ミニホッパー、発電機、脱線復旧資材等の点検整備をしておく。
- 2) 重機械類については、請負会社等から緊急に協力が得られるよう要請する。

（3）避難誘導體制等の周知

列車乗務員については、安全統括管理者より乗客の避難誘導體制を指導周知する。